

# クマから身を守るために

基本3か条

- 1、クマを引き寄せない
- 2、クマに遭わない
- 3、出遭ったら、興奮しない、させない

秋は、冬眠を前にエサを求めるクマが活発に活動します。どの山でも、人家の近くでもクマと出会う可能性があります。クマによる人身被害を防止するため、次のことに注意してください。

## クマを引き寄せないために

- ・家の周りに生ごみを捨てたり置いたりしない
- ・お墓のお供え、登山・キャンプのゴミは持ち帰る
- ・人家の近くの柿や栗は早めに収穫する
- ・近くにあるハチの巣は、放置せずに撤去する

クマを目撃したら、市役所または警察署へ！  
 林業振興課（市役所1階） ☎88-8121  
 勝山警察署 ☎88-0110

## クマと遭わないために

- ・早朝や視界の悪い時は外出しない
- ・外出時には、鈴や笛など音が鳴るものを携帯する
- ・クマの餌となる実（クルミなど）がなるところには近寄らない
- ・足跡やフンを見つけたら、その場から立ち去る

## それでもクマに遭ってしまったら

- ・とにかく落ち着くこと
- ・騒がず、決して走らず、ゆっくり後退する
- ・子グマであっても、絶対に近寄らない
- ・襲ってきたら急所を守る！  
 （地面に伏せ、両手で首の後ろをガードし、頭と首を守ってください）

## 旧平泉寺荘の庭木・庭石を譲ります

平泉寺荘の閉鎖に伴い、敷地内の庭木・庭石を譲ります。運搬等は各自でお願いします。ご希望の方は、下記までご連絡ください。

申込締切▶9月27日（金）  
 ☎ 総務課（市役所2階） ☎88-1116

## 図書館前でメロンを育てました ～ライブラリーガーデン～

図書館の職員が5月中旬に、玄関前の花壇にミニメロンの苗を植えました。実が大きくなり始めた7月下旬には、職員がメロンに絵を描き、8月下旬に無事収穫しました。

この他にもプチトマトを栽培し、収穫したものは来館者へおみやげとして渡しました。

☎ 市立図書館 ☎88-6000



## 飼い主のマナーは、ペットへの愛情です。

飼い主は正しいペットの飼い方を守り、他人に迷惑をかけないようにしましょう。

- ◆生涯、愛情をもって飼う  
 家族の一員として、その一生面倒をみましょう。
- ◆フンの後始末をする  
 道路や公園はみんなのものです。気持ちよく利用できるように、フンの始末は飼い主が責任を持って行いましょう。
- ◆犬の放し飼いはしない  
 散歩時は、リードをつけて十分制御ができる人が行いましょう。また、特に決められた場所以外でドッグ・ランはやめましょう。
- ◆繁殖制限を考える  
 繁殖を望まない場合は、不妊・去勢措置を講じましょう。

☎ 環境政策課（市役所2階） ☎88-8104



市制施行50周年記念式典の様子

平成26年9月1日は、勝山市が誕生した昭和29年9月1日の市制施行日からちょうど60年目にあたります。この記念すべき年を市民の皆さんとともに祝福するために、市では市民の皆さんや関係機関等と連携しながら、下記のテーマに基づいた様々な内容の「市制施行60周年記念事業」を展開していきます。

- ①市民力、地域力を生かし、まちの力を引き出す
  - ②郷土・故郷への愛情を深め、誇りを高める
  - ③勝山市の魅力アピールする
  - ④将来を担う子ども達に夢や希望を与える
- この記念事業を通じて、市民の皆さんが改めてこのまちを愛し、誇りに思う機会としてとらえ、その思いを今後のまちづくりの原動力となる「地域力」「市民力」の向上に繋げ、小さくてもキラリと光る誇りと活力に満ちたふるさと勝山の実現をめざしていきます。
- ※記念事業について、素敵な提案がありましたら、内容を添えて総務課までお寄せください。
- 提案期限▶平成25年10月末  
 ☎ 総務課（市役所2階） ☎88-1116

## 勝山市は、来年で60歳

平成26年9月1日 勝山市制施行60周年

## 9月は市民提案月間 「市長への手紙」

勝山をさらに良くしていくためのご意見やご提案を「市長への手紙」にして、ぜひお聞かせください。

提出方法▶手紙、メール等  
 提出先▶秘書・広報課  
 〒911-8501  
 勝山市元町1丁目1番1号

- E-mail kouhou@city.katsuyama.lg.jp
- ◆注意事項▶
    - ・必ず住所、氏名、電話番号を記載してください
    - ・地域のご要望や苦情などは、各区長を通してお申し出ください
  - ◆その他▶
    - ・記載された個人情報、内容確認などの目的以外には利用しません
    - ・お寄せいただいた手紙の要約を、広報紙や市のホームページに掲載することがあります

## 福祉・保健関係計画策定にかかる住民意識調査（アンケート）

9月から10月にかけて、福祉・保健に関するアンケートを実施します。ご自宅にアンケート用紙が届きましたら、ご協力いただきますようお願いいたします。

- ◆調査内容
    - ・福祉・保健の基本的な内容についての認識度
    - ・それぞれの世代、立場での福祉ニーズ
 ※その他いくつかの項目に答えていただきます
  - ◆調査方法
    - 無作為抽出にて、対象者宛に実施（全市民対象ではありません）
    - ・郵送にて実施→ご記入の上、同封の返信用封筒にてご返送ください
    - ・調査員の訪問による実施→ご記入の上、訪問調査員にお渡しください
- 実施時期▶9月中旬から10月中旬  
 返信期限▶10月15日（火）

☎ 福祉・児童課（すこやか内） ☎87-0777

